

組合員の出資金及び賦課金納入細則

全日本自動車部品卸商協同組合

(目 的)

第1条 本細則規程は、全日本自動車部品卸商協同組合（以下「組合」という。）定款第10条（加入者の出資払込み）及び第16条（経費の賦課）の規定に基づき、出資金の払込み及び賦課金の払込みに関する請求・支払い等の手続き細則について定める。

(出資金の払込みに関する請求・支払い手続き等)

第2条 設立事業年度の設立同意書の提出者（組合員）の出資引受書記載の出資金については、本組合の設立登記後速やかに本組合は出資引受書記載の金額を設立同意者に対して請求する。

2 前項以外の者であって、本組合への加入の承諾を得た者の出資金については、本組合の加入承認通知書をもって出資引受書の出資金の全額を請求する。

3 前2項の請求を受けた組合員は、当該請求書に記載されている支払期限内に本組合の指定する口座に振り込み等により支払うものとする。

なお、当該支払期限までに支払わず本組合から催促を受けて1ヶ月以内に支払われない時は、催促を受けた日の翌日から履行の日まで年利10%の延滞金を請求することができる。

4 前項の支払が現金をもって本組合事務局に支払われた場合は、本組合は第6項の出資払込領収書を発行し、支払者に交付するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、設立事業年度において、社団法人全国自動車部品商団体連合会の会員たる道府県自動車部品商組合の所属事業者が本組合に加入して出資する引受出資金について、当該道府県自動車部品商組合が徴収し取りまとめたうえ、一括して本組合に払い込むことを希望するときは、別紙の「様式1の承認申請書」に取りまとめ対象の組合員名と出資口数及び出資金額等を記載し、本組合の承認を受けた場合は、本組合の請求に基づいて一括して支払うことができるものとする。

この場合、本組合は個々の組合員に対して次項の出資払込領収書を発行・送付するものとする。

- 6 本組合は、第3項から第5項の出資金の払込みが終了した組合員に対しては、それぞれの組合員に「(様式3の出資払込領収書)」を発行・送付するとともに、組合員の出資台帳に出資口数及び出資金総額を記載し保存するものとする。

(経費の賦課金払込みに関する請求・支払い手続き等)

第3条 経費の賦課金については、毎事業年度総会で承認された経費の賦課及び徴収方法に基づき、当該年度の賦課金全額(月額5,000円×12月=60,000円)を一括して6月末に請求するものとする。

ただし、都道府県を地区とする全部協の支部を設けた場合には、後記第6項の規定を準用して本組合の承認を得たときは、分割して支払うことができる。その場合には、年間賦課金を2分割し、上期分については6月末日に、下期分については10月末日に請求する。

- 2 前項以外の者であって、本組合への加入の承諾を得た者の経費の賦課金については、本組合の加入承認通知書をもって加入月以後の賦課金全額を請求するものとする。
- 3 前2項の請求を受けた組合員は、当該請求書に記載されている支払期限内に本組合の指定する口座に振り込み等により支払うものとする。
なお、当該支払期限までに支払わず本組合から催促を受けて1ヶ月以内に支払われない時は、催促を受けた日の翌日から履行の日まで年利10%の延滞金を請求することができる。
- 4 前項の支払が現金をもって本組合事務局に支払われた場合は、本組合は「(様式4)経費の賦課金領収書」を発行し支払者に交付するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立事業年度及び次年度以降において、社団法人全国自動車部品商団体連合会の会員たる道府県自動車部品商組合の所属事業者が、本組合に加入して支払う賦課金について、当該道府県自動車部品商組合が徴収し取りまとめたうえ、一括して本組合に払い込むことを希望するときは、別紙の「様式2の承認申請書」に取りまとめ対象の組合員名と賦課金額等を記載し、本組合の承認を受けた場合は、本組合の請求に基づいて一括して支払うことができるものとする。

この場合、当該道府県自動車部品商組合は、本組合の組合員に対して当

該道府県自動車部品商組合の会費と区分して、全日本自動車部品卸商協同組合への支払い賦課金の預り金領収書を各組合員に発行するものでなければならぬ。なお、各組合員名あての全日本自動車部品卸商協同組合の「(様式4) 賦課金払込領収書」が必要である場合、当該道府県自動車部品商組合の請求に基づいて賦課金払込領収書を発行し一括して請求組合に送付するものとする。

- 6 第3項の支払いが口座振込又は振替による場合は、当該振込又は振替書の控えをもって本組合の領収書に代えるものとする。

附 則

この細則は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則の一部改正は、平成25年5月24日から施行する。

(様式1)

組合員の引受出資金の一括支払承認申請書

全日本自動車部品卸商協同組合 御中

平成 年 月 日

住 所：

道府県組合名：

理事長名：



下記の貴組合員の出資口数及び出資金額を取りまとめて、一括して貴組合に支払いたいので承認方お願いします。

組合員名	住 所	出資口 数	出資金額
			万円
合 計			万円

(様式2)

組合員の賦課金の一括支払承認申請書

全日本自動車部品卸商協同組合 御中

平成 年 月 日

住 所：

都道府県組合（又は支部）名：

理事長（又は支部長）名：



下記の貴組合員の支払う賦課金額を取りまとめて、一括して貴組合に支払いたいので承認方お願いします。

組合員名	組合員住所	賦課金の額
		万円
合 計 (企業)	—	万円

(様式3)

出 資 払 込 領 収 書

一 金 〇〇〇,〇〇〇円

この口数、 〇 口

ただし、出資1口の金額は、 50,000円

貴殿の出資に係る当組合出資金払込金として上記金額正に受領致しました。

平成〇〇年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合

理事長 〇〇〇 〇〇 印

(出資者) 〇〇〇株式会社 殿

出 資 払 込 領 収 書 (控)

一 金 〇〇〇,〇〇〇円

この口数は、 〇 口

ただし、出資1口の金額は、 50,000円

貴殿の出資に係る当組合出資金払込金として上記金額正に受領致しました。

平成〇〇年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合

理事長 〇〇〇 〇〇 印

(出資者) 〇〇〇株式会社 殿

(様式4)

賦課金払込領収書

一金 〇〇〇,〇〇〇円

貴殿が負担する当組合の平成〇〇年度上期(6カ月分)賦課金として、上記金額正に受領致しました。

なお、本賦課金は消費税の課税対象外として取り扱うから、課税仕入れには該当しません。

平成〇〇年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合
理事長 〇〇〇 〇〇 印

(出資者) 〇〇〇株式会社 殿

賦課金払込領収書(控)

一金 〇〇〇,〇〇〇円

貴殿が負担する当組合の平成〇〇年度上期(6カ月分)賦課金として、上記金額正に受領致しました。

なお、本賦課金は消費税の課税対象外として取り扱うから、課税仕入れには該当しません。

平成〇〇年 月 日

全日本自動車部品卸商協同組合
理事長 〇〇〇 〇〇 印

(出資者) 〇〇〇株式会社 殿